

電気・水道・ガスの子メーターの有効期限にご注意ください

電気や水道、ガスなど、使用量に応じた料金を請求するときに使用するメーターには、有効期限が存在します。期限切れのメーターを使用することで利用者とのトラブルになることもあるため、適切な管理をお願いいたします。

期限切れのメーターの使用は、法令違反だけでなく、料金徴収時のトラブルの原因にもなり得ます。メーターの管理者の皆様は、有効期限切れのまま使用されているメーターがないか確認をお願いします。

ご不明な点は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【子メーターとは？】

子メーターとは、マンションや商業施設等の入居者が多数存在する施設において、施設管理者と入居者の間で水道光熱費の配分に使用されるメーターのことです。

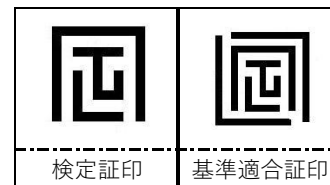
【子メーターの検定と有効期限】

子メーターを料金の請求に使用する場合は、その子メーターが「検定品であり、有効期限内であるものでなければならない」とされています。(計量法第16条)

有効期限切れのメーターを使用している場合は、交換対応をお願いします。

※有効期限の確認を行う際は、安全に気を付けて行ってください。

※検定品は、有効期限とともに右の図のような証印が付されています。



【罰則】

計量法の第172条では、「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

メーターの検定有効期限	
水道メーター	8年
電気メーター（一般用）	10年 or 7年
電気メーター（変成器付き）	5年 or 7年
ガスメーター	10年 or 7年

【お問い合わせ】

香川県内（高松市以外）の事業者様

● 香川県計量検定所 TEL：087-881-2517

高松市内の事業者様

● 高松市消費生活センター TEL：087-839-2067